

用語の定義

用語	定義
ロゴマーク	協会が、品質及び安全に関する信頼を、購入者および利用者等に示すため、文字やデザインを企画し図案化したもの。
SPマーク	SPとはSAFETY PRODUCTの略称で遊具の品質および安全性の保証を意味するロゴマーク。
SPLマーク	SPLとはSAFETY PRODUCT LIABILITYの略称で一般製品の品質および安全性の保証を意味するロゴマーク。
遊具安全利用表示マーク	遊具の利用方法に起因する事故を予防するために、利用者に安全な利用方法を促すロゴマーク。
製造表示ラベル	製品の製造者名・製造日付・製品番号または製品管理番号・生産物賠償保険証を示し、品質と安全の責任を明示するために、製品に貼付されるものをいう。
SP製造表示ラベル	「SPマーク」を付された「製造表示ラベル」で「遊具の安全に関する規準(案) J P F A - S : 2 0 0 2」に基づき設計・製造・販売・施工された遊具にSP表示認定企業が貼付できる。
SPL製造表示ラベル	「SPLマーク」を付された「製造表示ラベル」で「公園施設設計施工規準(案)」に基づき設計・製造・販売・施工された一般製品に、SP表示認定企業及びSPL表示認定企業が貼付できる。
点検済シール	設置された製品が点検・修繕され、安全性の確保が維持されている事を示すために、製品に貼付されるものをいう。
SP点検済シール	「SPマーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準(案) J P F A - S : 2 0 0 2」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができる。
遊具安全利用表示シール	遊具の利用方法等に起因する事故を予防するため、利用者に安全な利用方法を知らせる目的で製品に付されるものをいう。協会は公園施設製品安全管理士が在籍する会員にこれを販売し、会員は第三者に販売することができる。
公園施設製品安全管理士	「公園施設製品の認定等に関する規程」に基づき、製品(設計、製造、販売、施工、点検、修繕)の安全性を判定し、それらの安全性を確保する監理業務を行うことができる者。
公園施設製品整備技士	「公園施設製品の認定等に関する規程」に基づき、製品の点検及び修繕業務を行うことができる者。
SP表示認定企業	「遊具の安全に関する規準(案) J P F A - S : 2 0 0 2」及び「公園施設設計施工規準(案)」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ協会が定めた「S : 2 0 0 2 Q M S - S P 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築し、設計・製造・販売・施工する遊具については「SPマーク」を付した「SP製造表示ラベル」、遊具を除く公園施設製品については「SPLマーク」を付した「SPL製造表示ラベル」、点検・修繕した遊具には「SPマーク」を付した「SP点検済シール」の貼付ができる企業。
SPL表示認定企業	「公園施設設計施工規準(案)」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、設計・製造・販売・施工する遊具を除く公園施設製品(一般製品)に「SPLマーク」を付した「SPL製造表示ラベル」の貼付ができる企業。

S：2002QMS-SP表示認定規格	会員企業が「遊具の安全に関する規準(案)JPFA-S：2002」に基づいて、遊具の品質と安全性を維持するため、設計、製造、販売、施工、点検、修繕についてマネジメントシステムの規格を定めたもの。
委託工場	会員企業が契約を結び、製造を委託している工場（会員企業、会員外企業、海外の工場も含まれる）
一般製品	協会が団体保険の商品分類で定めている公園施設製品で、遊具を除いた製品のことをいう。
設計	製品の見積・計画・製作・工事などにあたり、形状・寸法・材料・レイアウト及び構造上の諸点を仕上がりの形や構造を図面などによって表すこと。
製造	原材料を加工して製品にすること。
販売	会員が扱う公園施設製品を顧客に売ること。
施工	製品を組立・据付する工事を実施すること。
点検	施工されている製品が、安全の確保が維持されているかについて、一つ一つ検査する事をいい、協会では、日常点検、定期点検、精密点検に分類する。
修繕	施工された製品を、品質と安全の確保をするために、劣化・不良・不具合・破損・不適合箇所などを直すこと。
監理業務	協会の定める「遊具の安全に関する規準(案)JPFA-S：2002」及び「公園施設設計施工規準(案)」等に基づき、設計、製造、施工、点検、修繕の各業務において、製品の安全性の確保に関する管理及び監督を行う業務をいう。
整備業務	協会の定める「遊具の安全に関する規準(案)JPFA-S：2002」及び「公園施設設計施工規準(案)」並びに「公園維持管理マニュアル(案)」等に基づき、協会が別途認定する公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という)の指導・管理・監督のもとで、点検・修繕等整備に関して行う業務をいう。
附 則	1. この用語の定義は平成16年4月1日より施行する。